

学位論文審査基準

情報科学研究科

【修士課程】

<修士論文審査基準>

修士論文は、広い視野に立ち専門分野における深い学識と研究能力を有することを示すものとする。学生は修士の学位申請にあたっては、修士論文学位審査を経て、研究科教授会の承認を必要とする。

修士の学位申請に対し、その受理の可否を決定し、審査にあたる主査と2人の副査を定める。学位申請者は、以下の項目について、修士論文発表会における学位申請論文に関する諮問を受ける。

- (1) 専門分野の現状と問題点を正しく認識し、その解決に客観的な視点から取り組んでいる。
- (2) 学外の学術誌、学術会議等で発表(予定を含む)し評価を得ている。

以上に関する評価結果に基づき、情報科学研究科教授会において当該学生に修士の学位を授与することの可否を議決する。

【博士後期課程】

<博士論文審査基準>

博士論文の審査にあたっては、法政大学学位規則第5条に定める要件に加え、次の3つの審査過程を経て、全ての審査において審査委員会および研究科教授会の承認を必要とする。

- (1) 論文作成資格審査
- (2) 論文予備審査
- (3) 学位審査

(論文作成資格審査)

学生は希望する研究題目について研究指導教員と協議の上、指定された学習・研究を行う。研究指導教員によって博士論文作成のための研究に着手可能と判断された場合には、博士論文の予定題目を決定し、研究計画を作成し研究科に提出する。研究科委員会において研究計画が承認された学生は、博士候補学生となり、研究指導教員の指導を受けて、研究を行う。学生はこの論文作成の資格審査基準として下記の規定のいずれか一つを満たさなければならない。尚、下記条件の適用は申請からさかのぼり6年以内での業績とする。

(1)別紙にさだめる国内外の学術誌⁽¹⁾および国際学術会議議事録⁽²⁾を対象として、下記に示す研究業績のうち、いずれか一つを満たすこと。論文についてはいずれも筆頭著者であり、国際学術会議においては発表者でなければならない。

a) 学術誌2件以上(発行予定を含む)

b) このうち1件は、国際学術会議議事録2件で代えることができる(発行予定を含む)

(2) 学術誌1件以上の発行と、その研究が筆頭者として優れた成果を上げ評価(学術賞等の受賞あるいは確定)されること。

(3) 学術誌1件以上の発行と、その研究の筆頭者として、その成果を計算モデルとして実装・稼働させ、その一部あるいは全部が社会的な評価(実用化等)を得たことが立証されること。

(論文予備審査)

博士論文の作成に十分な研究成果が得られ、論文の完成が見込まれた場合、研究指導教員の承認を得て、学生は論文の予備審査を申し出る。

予備審査の請求があった場合、研究科において、予備審査委員会を設置する。主査は研究指導教員以外から教授会が指名する。副査は主査が指名する。予備審査委員会は研究指導教員を含む3名以上の、同一あるいは関連する領域を専門とし、且つ、当該大学において博士学位授与の資格を有する教員で構成する。審査委員は、2名以上の情報科学研究科の教員を構成員として、国内外の他大学における研究科担当教員が加わることができる。

予備審査の結果、学位論文として提出可能であると判断された場合、研究指導教員の指導を受けて、論文完成に努める。論文の完成後、論文の学位審査を申し出る。

(学位審査)

学位審査については、研究科教授会に審査委員会を設置し、論文審査を行う。審査の結果、学位論文として認められると判断された場合、公開の審査会において学生は発表する。論文内容、発表、質疑応答を含めて総合的に判断し、最終的な可否を研究科教授会に報告するものとする。学位審査委員構成は予備審査と同等とする。

(注1) 学術誌： Journal あるいは Transaction

(注2) 議事録： Proceedings